明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令（一六一）　二

〔条　約〕

○国際復興開発銀行協定の改正（五）　三

〔告　示〕

○国際復興開発銀行協定の改正の効力発生に関する件（**外務**二一二）　三
○肥料を登録した件（**農林水産**一五五八）　四
○保安林の指定をする件（**同**一五五九～一五六六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五六七）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録をした件（**国土交通**七〇八）　五
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**七〇九）　六
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**七一〇）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**一四九～一五二）　七

〔国会事項〕

財務省

〔人事異動〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

国家試験

平成二十四年航空工場検査員国家試験（経済産業省）　八

〔叙位・叙勲〕

労　働　九

〔皇室事項〕

諸事項　九

〔官庁報告〕

官庁

有権者申出方関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

〔公　告〕

本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（経済産業省）

1　題名を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定に係る申請が次に掲げるバイオマスを電気に変換するものであるときは、それぞれ次に定める大臣に協議することとした。（第一条関係）

㈠　農林漁業有機物資源　農林水産大臣（農林水産大臣及び環境大臣）

㈡　食品循環資源　農林水産大臣及び環境大臣

㈢　発生汚泥等及び建設資材廃棄物　国土交通大臣及び環境大臣

㈣　廃棄物（一から三までに掲げるものを除く。）　環境大臣

3　賦課金に係る特例（第二条関係）

㈠　製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の倍数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均に八を乗じて得た数を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均で除して得た数を基準として経済産業大臣が定める数とした。

㈡　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第一七条第一項の政令で定める量は、一〇〇万キロワット時とした。

㈢　法第一七条第三項の政令で定める割合は、一〇〇分の八〇とした。

4　東日本大震災により被害を受けた電気の使用者は、次に掲げる者とした。（附則第二項関係）

㈠　東北地方太平洋沖地震により事務所等に損害を受けたことにつき市町村長等から証明を受け、当該事務所等又はこれらに代えて用いられる事務所等において電気を使用している旨を電気事業者に申し出た者

㈡　警戒区域等に所在する事務所等において電気を使用する者

㈢　警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する事務所等において電気を使用していた者等であって、当該事務所等に代えて用いられる事務所等において電気を使用している旨を電気事業者に申し出た者

5　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成一四年政令第三五七号）は廃止すること及びそれに伴う所要の経過措置について規定を設けることとした。（改正令附則第二項及び第三項関係）

6　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。

◇国際復興開発銀行協定の改正（条約第五号）（外務省）

この改正は、国際復興開発銀行の機能を強化することを目的として、基本票の増加を行うため、各加盟国の基本票数を、全ての加盟国の投票権数の合計票数の五・五パーセントを全ての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とするものである。（第五条第三項(a)関係）